

---

## 入 札 公 告

---

令和 9 年度高知県議会ペーパーレス会議システム導入・保守運用業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 9 日

高知県議会事務局長 猪野 貴之

### 1 入札に付する事項

(1) 契約名称

令和 9 年度高知県議会ペーパーレス会議システム導入・保守運用業務

(2) 委託業務の内容等

別紙要求仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 13 年 4 月 30 日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、3 により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和 6～8 年度 競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 入札説明書13(1)の要領に従い参加に必要な書類を提出し、入札参加の資格が認められること。

### 3 入札参加資格の確認等

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる書類を、令和8年9月24日(木)午後5時までに、4の(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、高知県議会事務局長から当該書類に関し説明又は補正を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、令和8年9月25日(金)午後5時までに説明又は補正がなされない場合は、入札参加資格を認めない場合がある。

入札参加資格の有無については、令和8年9月28日(月)までに申請者に電子メールで通知する。(受領確認の返信を行うこと。)

### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県議会事務局議事課

TEL : 088-823-9536

E-mail : 210101@ken.pref.kochi.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年9月9日(水)から令和8年9月24日(木)までの間、高知県議会のホームページ(<https://gikai.pref.kochi.lg.jp/>)で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月30日(水)午前10時

イ 場所 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県議会議事堂3階第4委員会室

### 5 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条

及び第 10 条の規定による。

(3) 最低制限価格

設定しない

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第 21 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(5) 落札者の決定

規則第 15 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。

再度入札（合わせて 3 回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

(6) 低入札価格調査制度

設定しない

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 落札者が契約書に記名押印すべき期限

落札者は別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

(9) この入札への参加者はあらかじめ示された入札心得を了知すること。

(10) 詳細は、入札説明書による。